

鳥取県児童虐待防止啓発業務委託プロポーザル審査会 公募委員募集要項

1 目的

県では、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンにおけるリーフレット作成等の児童虐待防止啓発業務を民間事業者等に委託することとしている。同業務の受託者の選定を行う児童虐待防止啓発業務委託プロポーザル審査会について、県民の参画を進めるため、審査委員を公募する。

2 募集人数 1名

3 応募資格 次の(1)から(7)までの資格をすべて満たす方

- (1) 児童福祉や児童虐待防止について知識・関心があり、審査会の審議において積極的に発言する意欲があること
- (2) 就任時点で、満18歳以上で、県内在住であること
- (3) 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していないこと
- (4) 鳥取市内で平日に開催する審査会に参加できること
- (5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと
- (6) 国会議員、県議会議員、県職員、市町村長及び市町村議会議員でないこと
- (7) 受託者の選定に関する利害関係者でないこと

4 募集期間 令和7年3月25日（火）～同年4月8日（火）午後5時（必着）

5 任期 委嘱の日から1か月程度（予定）

6 応募方法

応募用紙に住所、氏名、生年月日（年齢）、性別、連絡先、職業又は勤務先、応募動機を記載し、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募すること。

7 選考方法

提出された応募書類を審査の上、決定する。委員決定後は、応募者全員に結果を通知する。

8 提出先・お問い合わせ先

〒680-0901 鳥取県鳥取市江津318-1
鳥取県子ども家庭部家庭支援課 児童養護・DV室
電話：0857-26-7149
ファクシミリ：0857-26-6151
電子メール：kateishien@pref.tottori.lg.jp

【審査会の概要】

目的	令和7年度に県が実施する児童虐待防止広報啓発業務について、受託者となる民間事業者等を選定する。
委員構成	5名（広報及び児童福祉の専門家（各1名）、公募委員、児童相談所職員、家庭支援課職員）
審査方法	提案者が提出した企画提案書及び審査会当日に実施するプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき採点し、最優秀提案者を選定する。
審査会の開催	1回（令和7年5月～8月の平日に鳥取市で開催予定）
委員報酬	県の規定に基づき、報酬9,600円及び交通費（実費相当額）を支給する。